省　　令

○経済産業省令第五十七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十五条第一項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第五号中「定期的」を「、それぞれ次に掲げる期間ごと」に改め、同号に次のように加える。

イ　保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ　保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

第十一条第一項第六号中「評価の」を「評価を実施する都度、速やかに、その」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「定期的」を「、それぞれ次に掲げる期間ごと」に改め、同号に次のように加える。

イ　保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ　保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

第三十条第一項第六号中「評価の」を「評価を実施する都度、速やかに、その」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十一月二十五日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条第一項及び第三条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、造船法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

造船法施行規則の一部を改正する省令

造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号を次のように改める。

三　事業の開始年月

第一条第一項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一　当該申請に係る設備の概要を示す書類及び図面

二　所要資金の額及びその調達方法を記載した書類

三　法第三条の二第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

第四条第一項中「事業計画書、工場の位置及びその設備の配置を示す図面」を「第一条第二項第一号（貸借対照表及び損益計算書を除く。）及び第二号に規定する書類及び図面（次項において「添付書類」という。）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事業について前項に規定する届出書を提出する場合において、当該許可の申請の際に添付した書類及び図面に示した事項について変更がないときは、届出書にその旨を記載して添付書類を省略することができる。

第一号書式（第一条関係）

新設
造船施設　譲受　許可申請書
借受

1　事業者の氏名及び住所

2　事業の種類

3　事業の開始年月

4　施設の名称及び所在地

5　設備の概要

(一)　第二条各号の設備の概要

(イ)　第二条第一号の設備

(a)主要寸法	(b)能力	(c)	基

(ロ)　第二条第二号の設備

(a)主要寸法	(b)能力	(c)	基

(ハ)　第二条第三号の設備

(a)主要寸法	(b)能力	(c)	基

(ニ)　第二条第四号の設備

(a)主要寸法	(b)能力	(c)	基

(ホ)　第二条第五号の設備

(a)主要寸法	(b)能力	(c)	基

(二)　その他の設備の概要

6　譲り受け、又は借り受けようとする場合の相手方の氏名及び住所

上記のとおり造船法第二条第一項の規定による許可を申請します。

年　　月　　日

申請者の氏名及び住所　　㊞

殿

（日本工業規格A列4番）

備考

(1)　表題の新設、譲受又は借受のうち不必要な字句を消除すること。

(2)　5の(一)のbには、製造し、又は修繕することができる最大の船舶の総トン数を記載すること。

(3)　必要がある場合は、別紙に記載すること。